

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：議会事務局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	議会事務局	総務課	H27.4.1	平成27年度議会受付業務委託料	5,610,000	長崎市江戸町2-13 長崎県議会議員互助会 会長 渡辺 敏勝	本業務は、議会受付や来客対応など、本来県で行うべき公的業務であり、議会事務局との連携を要し、円滑に議会運営を行うためのものである。営利を目的とせず、議員を構成員とする団体であり、業務に精通している長崎県議会議員互助会を委任先として、委任契約を行うものである。	第167条の2第1項第2号
2	議会事務局	議事課	H27.4.1	平成27年度速記業務等	(単価契約) 26,400~29,200円	長崎市花園町6-17 有限会社 長崎速記センター 代表取締役 佐々野 タエ子	現場での速記や即時反訳に対応できる有資格者を多数有する会社が、県内には1者のみであり、契約の相手方が特定されるものである。	第167条の2第1項第2号
3	議会事務局	政務調査課	H27.4.1	議会広報「ながさき県議会だより」掲載料	6,585,818	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 才木 邦夫	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第1位である長崎新聞を選定するものである。	第167条の2第1項第2号
4	議会事務局	政務調査課	H27.4.1	議会広報「ながさき県議会」掲載料	4,942,080	長崎市馬町24 株式会社 西日本新聞広告社 社長 長崎 代表取締役 安本 武俊	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第2位である西日本新聞を選定するものである。	第167条の2第1項第2号
5	議会事務局	政務調査課	H27.4.1	議会広報「ながさき県議会」掲載料	2,268,000	長崎市万才町8-22 株式会社朝日広告社 長崎支社 支社長 下田 哲郎	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第1位の「長崎新聞」、第2位の「西日本新聞」の他に、全国紙については、「朝日新聞」、「毎日新聞」、「読売新聞」の中から順番に選定するものである。(2月11月定例議会は「朝日新聞」を選定)	第167条の2第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：議会事務局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	議会事務局	政務調査課	H27.4.8	議会広報「ながさき県議会だより」点字版及び録音版作製等業務委託	1,164,000	長崎市橋口町10-22 一般社団法人 長崎県視覚障害者協会 会長 野口 豊	県内において、広報誌等の点字本作製及び録音(CD版化)を行っている事業者は上記協会しかなく、加えて点字図書の出借業務を行っていることから、点字本等の利用者の実態を把握しているため。また、翻訳・印刷・CD版化から発送まで一貫して行えるのは当協会だけ。	第167条の2第1項第2号
7	議会事務局	政務調査課	H27.4.13	会議録検索システム用検索データ作成業務委託	(単価契約) 190円	長崎市出島町11-13 西日本電信電話株式会社 長崎支店 支店長 小林 茂樹	本システムの会議録検索ソフトは、(株)会議録研究所のソフトを採用しており、検索データの作成は同研究所のみが行えるものである。同研究所の代理店が県内には1者のみであり、契約の相手方が特定されるものである。	第167条の2第1項第2号
8	議会事務局	政務調査課	H27.6.22	議会広報「ながさき県議会」掲載料	1,246,606	西彼杵郡時津町浜田郷561-50 株式会社長崎毎日広告社 代表取締役 湯地 秀哉	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第1位の「長崎新聞」、第2位の「西日本新聞」の他に、全国紙については、「朝日新聞」、「毎日新聞」、「読売新聞」の中から順番に選定するものである。(6月定例会は「毎日新聞」を選定)	第167条の2第1項第2号
9	議会事務局	政務調査課	H27.8.25	議会広報「ながさき県議会」掲載料	1,265,587	長崎市勝山町37番地 株式会社読売広告西部 長崎支社 支社長 城戸 雅弘	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第1位の「長崎新聞」、第2位の「西日本新聞」の他に、全国紙については、「朝日新聞」、「毎日新聞」、「読売新聞」の中から順番に選定するものである。(9月定例会は「読売新聞」を選定)	第167条の2第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円